

公益社団法人大分県社会福祉士会 財政調整特定預金に関する規程

2020年3月10日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）の財政調整特定預金の取り扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

(財政調整特定預金の目的)

第2条 この財政調整特定預金の積み立て目的は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 本会の基盤整備に備えての積立
- (2) 予期しない経済情勢変化、災害等緊急時の財政に備えての積立

2 前項の目的のため、当該預金については、特定資産に積み立てるものとする。

(管理者)

第3条 財政調整特定預金の管理者は、会長とする。

2 会長は、本会経理規程第6条に規定する会計責任者に、前項に規定する管理事務を委任することができる。

(積立金の算出方法)

第4条 当年度の積立金額は、理事会の決議により財政調整特定預金に積み立てるものとする。

(運用)

第5条 財政調整特定預金は、安全かつ堅実なもの以外で運用してはならない。

2 前項で運用した結果発生した利息収入等の運用益は、当該預金に積み増すものとする。

(取り崩し)

第6条 財政調整特定預金は、第2条に定める目的以外で支出することはできない。

2 財政調整特定預金の一部又は全額を支出するときは、会長の発議に基づき理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

(限度額)

第7条 財政調整特定預金の限度額は、500万円とする。

2 限度額を変更するときは、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、2020年3月10日より施行する。